四、大三紳士服㈱に対する件

平成五年（排）第一五号

排除命令

東京都台東区上野三丁目五番二号
大三紳士服株式会社
右代表者　代表取締役　金　子　公　一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　大三紳士服株式会社は、背広服の取引に関し、平成五年四月一七日から同年五月八日までの間に行った新聞折り込みビラ（茨城県に所在する石岡店、水戸店、勝田店、筑波学園店、牛久店及び常総ニュータウン店の六店舗について平成五年四月一七日に配布したビラについては別添写し）及びこれと同種の新聞折り込みビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、当該ビラに記載された事項のうち、背広服の比較対照価格に関する部分及び閉店に関する部分は、事実と異なるものであり、背広服の販売価格について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、背広服、礼服及び背広上衣の取引に関し、値札及びビラ、新聞、テレビ等における広告に、本件記載事実と同様の表示をすることにより、販売価格について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、今後一年間、背広服、礼服及び背広上衣の取引に関し、ビラ、新聞、テレビ等による広告をしたときは、直ちに、当委員会にその広告物を提出しなければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　大三紳士服株式会社（以下「大三紳士服」という。）は、肩書地に本店を置き、紳士服等の販売業を営む事業者であり、平成五年八月一八日現在関東地区に一三二店舗を設けている。

二　大三紳士服は、自己の販売する背広服、礼服及び背広上衣（以下「背広服等」という。）に関し、平成五年四月一七日から同年五月八日までの間に、自己の店舗のうち八六店舗について、「緊急！改装につき閉店」と題するビラ及びこれと同種のビラ約八四〇万枚を、新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み、当該八六店舗周辺におけるこれら新聞の購読者である一般消費者に配布した。

三　大三紳士服は、例えば、茨城県に所在する石岡店、水戸店、勝田店、筑波学園店、牛久店及び常総ニュータウン店の六店舗について平成五年四月一七日に配布したビラ（別添写し）において、背広服について、

(一)　「■ビジネス・スーツ　㊟二九、〇〇〇円の品　割引価格　一七、八〇〇円」、「処分価格　一七、八〇〇円」、「㊟はメーカー希望小売価格の略です。」等と記載しているように、前記二記載のビラにおいて、実際の販売価格

に比し著しく高い価格を「メーカー希望小売価格」及び「割引価格」として表示し、これらを比較対照価格として「処分価格」と称する実際の販売価格に併記しているが、

イ　「メーカー希望小売価格」として表示した価格は、同社が任意に設定した価格であって、製造業者等が付したものではなく、

ロ　「割引価格」として表示した価格は、従前に販売していた価格を意味すると認められるところ、実際には、大部分の背広服については、従前に販売していた価格よりも高い価格であって、

これらは実際の販売価格が著しく安いかのように見せかける表示をしているものであり、

(二)　また、「緊急！改装につき閉店」、「大三紳士服閉店につき、新作の数々を特別に処分価格で一挙に大放出!!」、「店内全品大巾値下げ断行！」、「本日より閉店セールを実施いたします。」等と記載しているように、前記二記載のビラにおいて、あたかも店舗の改装を理由として閉店し、これにより背広服のすべてを特別に安い「処分価格」として表示した価格で販売するかのように表示しているが、実際には、これら店舗を改装するために閉店するという具体的な計画はなく、また、すべての背広服を特別に安い価格で販売しているものとは認められず、これらの表示は事実と異なるものであり、「処分価格」として表示した価格が著しく安いかのように見せかける表示をしているものである。

四　本件について当委員会が調査を開始したところ、大三紳士服は、平成五年一〇月九日、背広服等について、新聞折り込みビラに「メーカー希望小売価格」として表示している価格及び「割引価格」として表示している価格を併記することを取りやめた。

法令の適用

前記事実によれば、大三紳士服は、背広服の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成五年一一月一九日

公正取引委員会

委員長　小粥正巳

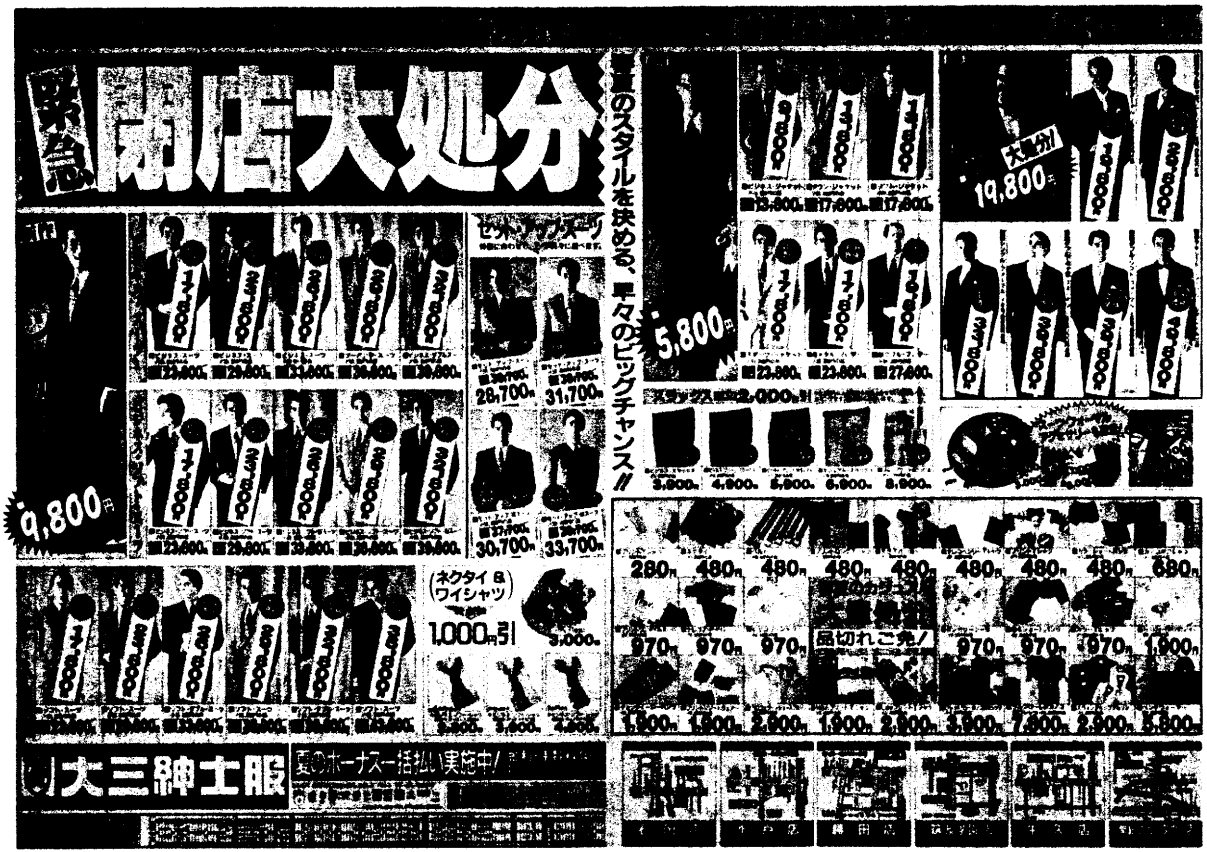
委員　股野景親

委員　植木邦之

委員　佐藤勲平

委員　松植敏

大三紳士服 閉店につき、新作の数々を特別に処分価格で一挙に大放出!!
緊急!改装につき
店内全品 大値下げ断行!
大三紳士服は
時代に先駆けて
生まれ変わります
大三紳士服


緊急
閉店大処分
最高のスタイルを決める、年々のビッグチャンス!!
セットアップスーツ
9,800円
5,800円
大東分!
19,800円
ネクタイ&ワイシャツ
1,000円引
5,000円
品切れご免!
大三紳士服